

○厚真町厚南会館条例施行規則

昭和54年12月11日

規則第18号

改正 平成14年3月28日規則第5号

平成19年3月30日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、厚真町厚南会館条例（昭和54年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 条例第4条による職員は、次のとおりとする。

- (1) 館長
- (2) 管理職員

(館長の職務)

第3条 館長は、町長の命を受け厚真町厚南会館（以下「厚南会館」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務分掌)

第4条 厚南会館の分掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可に関する事。
- (2) 使用料の徴収に関する事。
- (3) 経理に関する事。
- (4) 物品の調達並びに管理に関する事。
- (5) 厚南会館内外の清掃に関する事。
- (6) 各種機械器具の点検整備に関する事。

(使用時間及び休館日)

第5条 厚南会館の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎月5日、20日

(2) 12月31日から翌年1月5日まで

(使用許可の申請)

第6条 厚南会館の使用許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）

は、使用の3日前までに使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項の申請が適当であると認めたときは、厚南会館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用の取りやめ又は変更)

第7条 前条の規定により許可を受けた使用者は、その使用を取りやめ、又は使用の内容を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(特別設備等の設置)

第8条 厚南会館の使用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊な物件を使用する者は、第6条の使用許可申請書に特別設備等許可申請書（様式第3号）を添えて町長に提出しなければならない。

(入場料等の徴収の許可)

第9条 使用者は、入場料等その名目のいかんを問わず金品を徴しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(施設の汚損等の届出)

第10条 使用者は、厚南会館の施設及び附属器具をき損し、又は汚損し、若しくは滅失したときは、直ちに町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の返還)

第11条 条例第9条ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 厚南会館が停電・機器の故障その他特別の事情により使用不能とな

ったとき。

- (2) 公益上又は町の都合によって使用の許可を取り消したとき。
- (3) 第7条の規定による使用の取りやめ又は使用の内容の変更の許可を使用期日前2日までに受けたとき。

(使用者の遵守事項)

第12条 厚南会館の利用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可のない室又は附属器具を使用しないこと。
- (2) あらかじめ指定した場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 収容予定人員を著しく超えて入館させないこと。
- (4) 許可なく館内において寄附金の募集・物品の販売をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(使用後の点検)

第13条 利用者は、その使用が終ったときは使用前の状態に復し、職員の点検を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

No.

厚南会館使用許可申請書

年 月 日

厚真町長 様

住所

申請者 団体名及び職業

氏名



下記により、厚南会館を使用したいので許可願いたく申請します。

使用目的						
使用日時	自 月 日	時から	時まで			
	至 月 日	時から	時まで			
使用予定人員	人	当日の 使用責任者				
室名	時間	料金	使用物件名	数量	時間	
大集会室	自 至	円	拡声装置			
			金屏風			
和室	自 至	円	座布団			
			食器類			
パントリー	自 至	円	婚礼セット一式 (神殿)			
			スポットライト			
小会議室	自 至	円				
研修室	自 至	円				
第2会議室	自 至	円				

様式第2号(第6条関係)

(表面)

No.

厚南会館使用許可書

年 月 日

様

厚真町長

下記により、厚南会館の使用を許可します。
ただし、裏面の注意事項を守ってください。

使用目的						
使用日時	自 月 日	時から	時まで			
	至 月 日	時から	時まで			
使用予定人員		当日の 使用責任者				
室名	時間	料金	使用物件名	数量	時間	
大集会室	自	円	拡声装置			
	至		金屏風			
和室	自	円	座布団			
	至		食器類			
パントリー	自	円	婚礼セット一式 (神殿)			
	至		スポットライト			
小会議室	自	円				
	至					
研修室	自	円				
	至					
第2会議室	自	円				
	至					

(裏面)

注意事項

- 1 使用者は、この許可書に記載された事項以外に使用してはならない。
- 2 使用者において、使用事項を変更するときは、改めて許可を受けること。
- 3 使用時間の延長は、原則として認めないので留意のこと。
- 4 使用にあたっては、職員立会のうえ施設及び備品等の引継ぎを受け、使用後は原状に回復し、清掃後職員に返還すること。
若し施設及び備品等のき損、汚損又は滅失した場合は、弁償しなければならない。
- 5 使用者が会館内に張紙、釘打等をするときは、あらかじめ申し出て職員の指示に従うこと。
- 6 その他厚真町厚南会館条例及び同条例施行規則に従うこと。

様式第3号(第8条関係)

厚南会館特別設備等許可申請書

使用目的						
使用日時	自	年	月	日	時から	時まで
	至	年	月	日	時から	時まで
使用場所	大集会室 和室 パントリー 小会議室 研修室 第2会議室					
特別設備等の名称及び数量区分等	名	称	数量	形状、型式、態様	設備方法	
搬入又は設備を必要とする理由						

上記のとおり特別設備等を必要とするので許可くださるよう申請いたします。

年 月 日

住 所
氏 名



厚真町長 様

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)